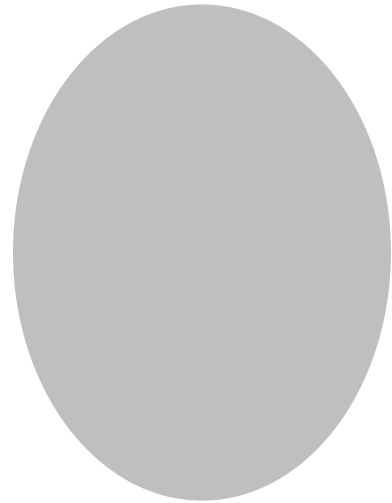


（仮称）甲賀市こども・若者計画 （素案）

令和年月

甲 賀 市

はじめに



令和*年*月

***長 ** **

目 次

p 1 第1章 計画策定にあたって

p＊ 1 計画の概要

p＊ 2 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 3 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

p＊ 1 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 2 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 3 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 第3章 計画の基本的な考え方

p＊ 1 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 2 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 3 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 第4章 総合的な施策の展開

p＊ 1 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 2 ＊＊＊＊＊＊

p＊ 3 ＊＊＊＊＊＊

p * 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の _____
提供体制の確保

p * 1 * * * * *

p * 2 * * * * * *

p * 3 * * * * * *

p * 第6章 推進体制 _____

p * 1 * * * * *

p * 2 * * * * * *

p * 3 * * * * * *

p * 資料編 * * * * * * * * * _____

p * 1 * * * * *

p * 2 * * * * * *

p * 3 * * * * * *

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校、ヤングケアラーといった問題の深刻化が進む一方で、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化などの要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を受け、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法を整備しました。同時期には、こども政策の司令塔機能を担う「こども家庭庁」が発足し、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を一元的に所管することとなりました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、それまで個々に定められてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市のこども・子育てに関する現状を踏まえ、「こどもまんなか社会（※1）」の実現を目指し、すでに策定している「第3期甲賀市こども・子育て支援事業計画」を基盤に、関係計画を包括する「（仮称）甲賀市こども計画」を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

※1 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、等しくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

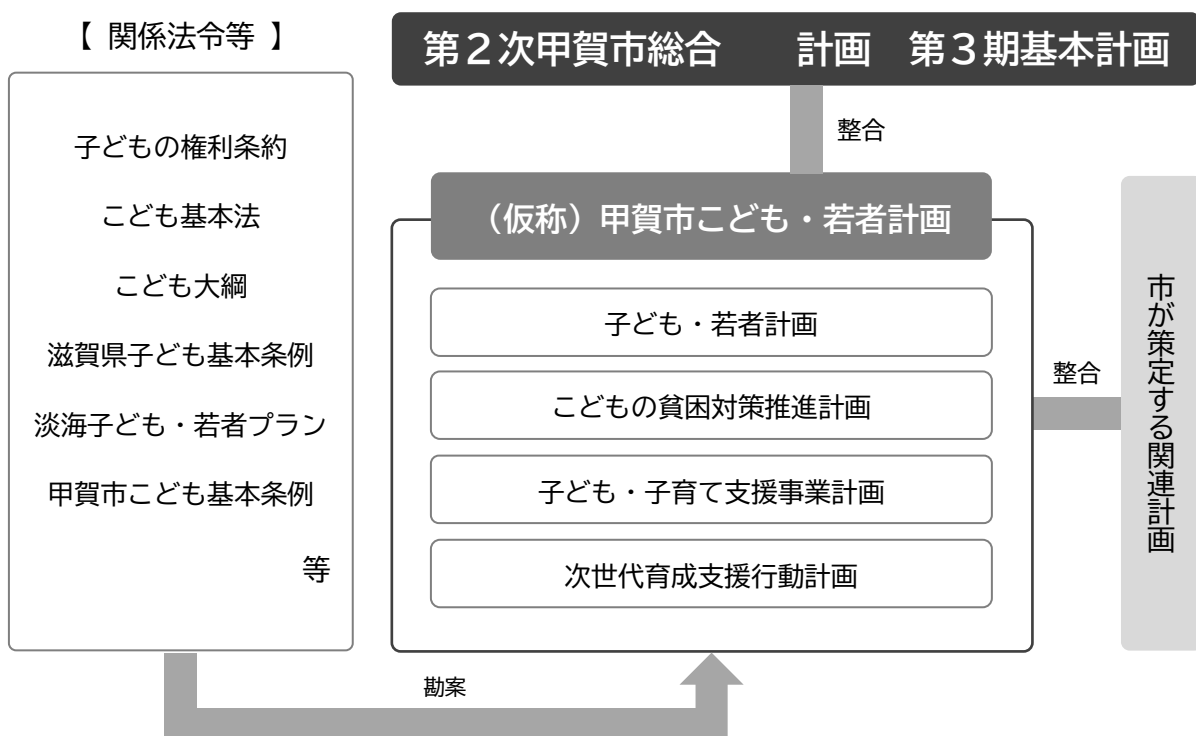
本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」です。

また、これまで未策定であった計画を含めて、5つの計画を包括するものとし、こども施策に統一的に横串を通します。

包括する計画	根拠法令
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策の推進に関する法律 第9条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条、第62条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第9条

(2) 他計画との関係

本計画は、市政の最上位計画である「甲賀市総合計画」を補完する個別計画として策定します。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、滋賀県の「こども基本条例」や「淡海子ども・若者プラン」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。



(3) 計画の対象

関係法令等を踏まえ、0歳から39歳までのこども・若者を対象とするほか、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等も対象とします。

3 計画の期間

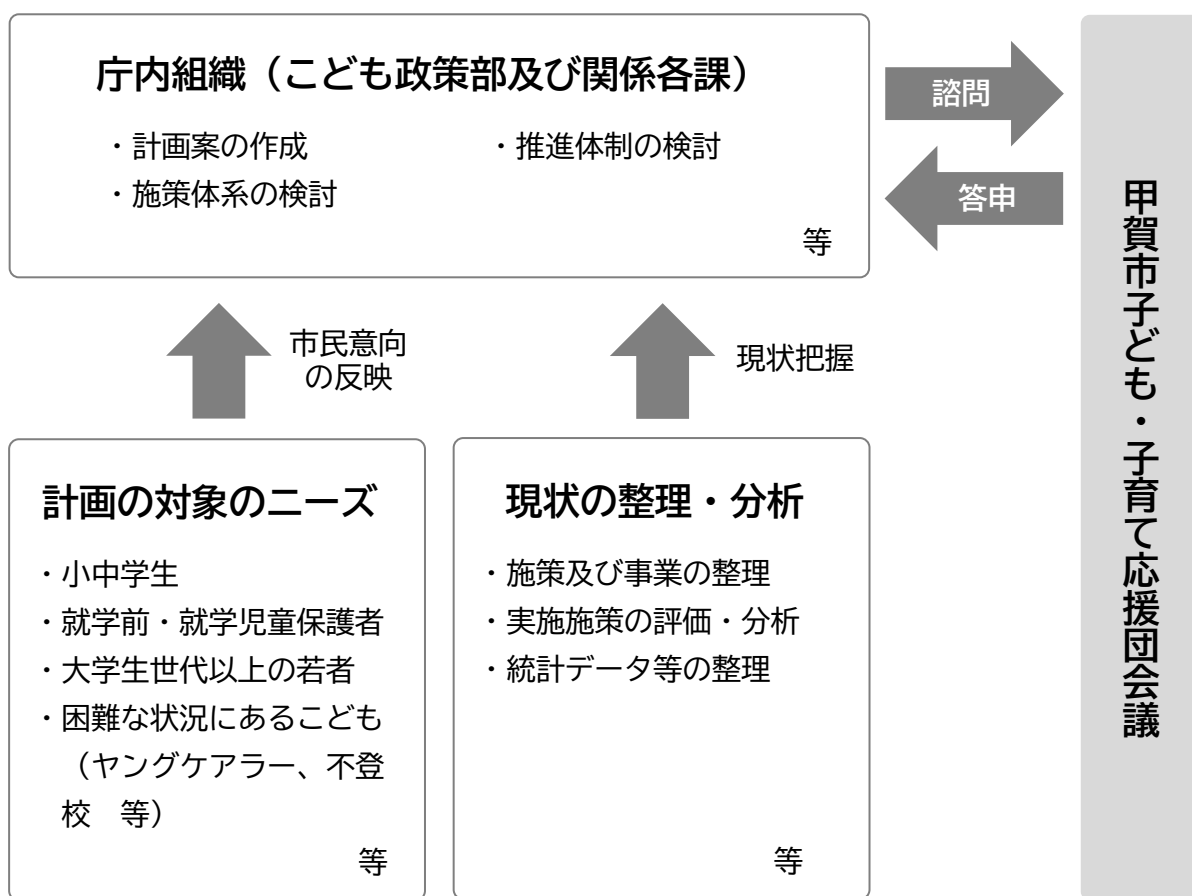
策定済みの「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」に合わせるため、第1期は令和9年度から令和11年度までとし、第2期以降は5年間とします。

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
甲賀市子ども・子育て 応援団支援事業計画		第3期基本 計画								
(仮称) 甲賀市こども・ 若者計画		統合	第1期基本計画			第2期基本計画				

4 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の代表者、こどもの保護者等で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団会議」を設置し、子ども・子育て関連施策の総合的かつ計画的な推進に向け、必要な事項及び関係する施策の実施状況等を審議しました。

庁内においては、こども政策部を事務局として、関係各課で事業計画案の検討を行うとともに、事業計画策定に向けた調査分析を実施し、得られた市民の意見やニーズ等を本計画の策定に反映させました。



こども・若者や子育てを取り巻く現状

1

統計データや意見聴取の結果を挿入します。

計画の基本的な考え方

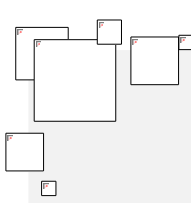
1 基本理念

本市では、「第2次甲賀市総合計画」において、めざすべき未来像を「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」とし、まちの輝く未来の実現をめざしています。

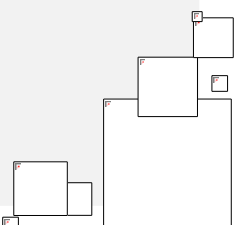
また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本計画では、「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の基本理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や総合計画のめざすべき未来像を実現するため、「オール甲賀で叶える！こども・若者の『やりたい』と『自分らしさ』が輝くまち」を基本理念として掲げます。

【 基 本 理 念 】



オール甲賀で叶える！
こども・若者の「やりたい」と
「自分らしさ」が輝くまち



2 基本目標

（1）こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上

- すべてのこども・若者が、今の自分を肯定し、将来に対して希望を持って、自分らしく輝くことができる社会をめざし、それを支援する基盤を整えます。
- こども基本法が掲げる「こどもの権利の保障」を土台とし、こども・若者を「守られる対象」としてだけでなく、社会を構成する「主役」として尊重します。
- 同時に、ライフステージごとに発生する特有の課題に、こども・若者が適切に対処できるよう、支援します。

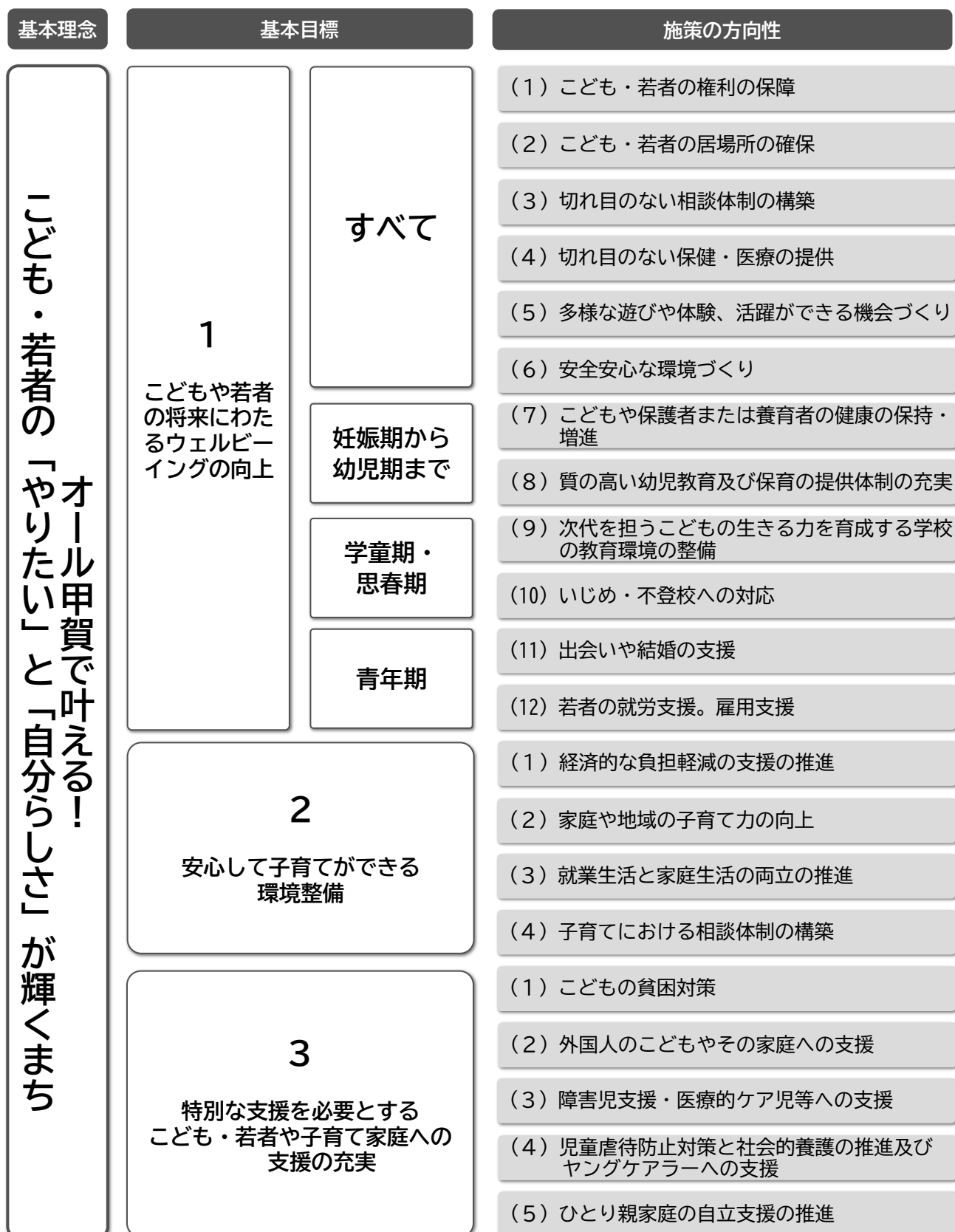
(2) 子育て家庭が安心して子育てができる環境整備

- 子育ての喜びを実感でき、困難な時にはためらわずに「助けて」と言える、地域全体で見守り支え合う「オール甲賀」の環境を構築します。
- 保護者の心身の健康と経済的な安定を守り、仕事と育児を無理なく両立できる社会をめざします。

(3) 特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実

- 困難な状況にあるこども・若者や家庭に対し、それぞれの事情に寄り添ったきめ細かな支援を届けます。
- 属性や環境に関わらず、すべてのこどもが等しく「自分らしさ」を発揮できるよう、地域・専門機関・行政が密に連携してセーフティネットを構築します。

4 計画（施策）の体系



総合的な施策の展開

基本施策1 こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上

(1) こども・若者の権利の保障

こどもの思いを反映できるまちづくり	こどもたちの地域社会への参加意識を高め、こどもの意見がまちづくりに反映できるよう、こどもを対象とした公民館事業の開催を検討します。
「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりと啓発推進	国連の「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりを進めるとともに、本市の人権教育基底プランに基づく人権教育を推進し、こどもの人権及びこどもの能力を引き出し働きかけるエンパワメントに対する正しい理解を深め、さまざまな社会活動において実践するための啓発を行います。
ノーマライゼーションについての啓発	全ての市民が障がいの有無や性別、年齢、国籍に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域のこどもを育み、子育て家庭を支援できるよう、ノーマライゼーションについての啓発を図るとともに、さまざまな世代が参加できるこども・子育て支援活動への参加を促します。
こども基本条例の制定	こどもの権利の理解醸成を促進するとともに、こどもの権利を保障するために、こども基本条例を制定しました。

(2) こども・若者の居場所の確保

子ども食堂への活動支援	こどもが安心して気軽に立ち寄ることができる地域の居場所となる子ども食堂への活動を支援します。
居場所づくりへの支援	孤独・孤立の解消及び予防に資する地域住民同士の交流を促進するため、居場所を設置する団体に対して、その活動を支援します。
放課後子ども教室の推進	安心して安全なこどもの居場所を設け、地域の参画を得た「放課後子ども教室」を実施します。

(3) 切れ目のない相談体制の構築

気軽に相談できる体制の充実	保育園等、学校、保健センター等で、気軽に妊娠期の相談や、子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やメール、SNSを活用した相談を実施します。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。
---------------	--

多様な機会を通じた情報提供	さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や保育園等を通じて、多様な機会をとらえ、提供します。
広報の充実	こども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページ、SNSなど、各種広報媒体による情報発信・啓発活動を進めます。
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、関係各課が連携してⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施していきます。
こどもの声を受けとめられる相談窓口の充実	こどもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる身近な相談窓口等の充実を図ります。また、県や関係機関で実施されているLINE相談、メール相談等の啓発にも努めます。
こども家庭センター設置による包括的な支援の実施	従来の「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を有したこども家庭センターを設置します。このセンターは、母子保健と児童福祉の機能を連携・協働させ、虐待の発生予防のために、妊娠期から伴走型の相談支援に取り組み、切れ目なく漏れなく包括的に支援するための中核的機能を担います。
ひきこもり状態の青少年の相談・支援	ひきこもり状態の青少年及び家族を、必要に応じたひきこもり支援実施フローチャートの活用や、関係機関との連携により支援します。
学齢期における切れ目のない連携支援	学齢期においては、一人ひとりの発達や障がいの状況等に応じたニーズを把握し、支援を一体的かつ持続的に提供できるよう発達支援体制を整え、関係課、学校、関係機関の連携・協議を図り、発達を支援します。
「ここあいパスポート」の運用及び啓発	本人・家族と支援者が、支援情報及び本人・家族の願いや想いを共有・応援し、本人の支援につながり、有効活用できるように啓発に努めます。
こどもの特性に応じた支援の強化	児童発達支援事業に関わる職員の資質向上と事業の質の向上及び教育相談事業の体制強化に努めます。また、就学前の発達支援の充実のための体制整備を図ります。

(4) 切れ目のない保健・医療の提供

小児医療の確保	現在の医療体制で円滑な連携が図れるよう、関係機関に働きかけます。また、引き続き「休日、夜間の医療体制」や「小児救急電話相談#8000」等に関する周知啓発に努めます。
地域保健と学校保健との連携体制の確立	学校保健委員会の場の活用をはじめ、地域保健と学校保健の日常的な連携体制を確立します。
各種検診の充実	学校保健法に基づき、各学校で定期的に健康診断を行うとともに、実施上の課題があれば、県教委の指導のもと、随時対応を検討していきます。

こころの健康を守る 人材の確保	スクールカウンセラー等、専門的人材の確保や教員の研修によって、こどもの心の問題に対応します。教育相談員・支援員の確保については、市独自の配置が一層充実するよう検討を進めます。
--------------------	---

(5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

世代間交流の推進	こども同士が身近な地域で交流できる地域の活動を支援し、異年齢のこどもの交流やこどもと大人の交流を図るため、まなびの体験広場等の充実に努めます。
地域間交流の推進	小中学生が校区を越えて交流できるよう文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会を充実します。
地域行事への参加促進	地域の行事へのこどもの参加を促進し、伝統文化など地域への理解を深めるよう市民へ呼びかけます。
こどもの遊び場づくりの推進	こどもが運動し、交流できる屋内・屋外の遊び場づくりを行うとともに、遊具の更新を推進します。
愛郷心を育む学習機会の充実	保護者が身近な地域とのつながりや甲賀市に対する愛郷心を大切にし、その心をこどもにも伝えられるよう、各種学習機会や懇談会を通じて促します。
障がいについての正しい理解に向けた啓発	「甲賀市障がい者基本計画」に基づき、障がい者週間、障がい者の権利条約等の周知をはじめ、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、積極的な広報・啓発に努めます。また、発達障がいについては、正しい理解を広げるために、保護者や教育関係者への研修会をはじめ、地域や企業に向けても理解促進を進めます。
こどもと保護者の学習機会の充実	学校や園、保健センターや子育て支援センターにおいて、こどもの人権について学べる学習機会を、多くのこどもとその保護者に周知・提供します。
中学生と乳幼児のふれあいの機会の充実	地域活動や学校教育・社会教育の場などを通じて、中学生等がこどもとふれあう機会を充実します。
保育園等や小中学校における食育の推進	食育を生命の大切さや食材、調理を学べる機会としてとらえ、各園の特徴を踏まえつつ栽培活動や調理体験などを取り入れた活動を推進します。また、給食も教材として重視し、地産地消の取り組みとも関連させながら、こどもが食に対する興味関心を高められるよう取り組みます。
こどもの読書活動の推進	赤ちゃんから本に親しむ習慣づくりに向けた読書環境の整備や人材の確保等、視覚等の障がいの有無に関わらず全ての児童・生徒が読書活動に取り組めるよう努めます。
「生きる力」を育む教育・人権教育	こどもが自ら学ぼうとする意欲を持ち、社会に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育と人権を大切にする教育を推進するため、指導訪問や人員配置の充実を図ります。

愛郷心を育める学習 機会の充実	本市の美しい自然や豊かな歴史文化を守り、伝承、活用することによって、こどもたちが自然や歴史文化に親しみながら愛郷心を育める環境づくりと体験学習の機会を充実します。
多様な学習機会の提 供と指導者の確保	人権を大切にするための学習、乳幼児から本に親しめる機会、木育など環境問題への理解を促す環境学習、介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実するとともに、これらの指導者の発掘と育成に努めます。
多様な学習活動の支 援と拠点の確保	図書館、公民館をはじめ各学習施設の運営による良質なサービスや、市民活動の個性を尊重し、多様な学習プログラムの展開や学習の場の確保を図ります。
体験学習機会の充実	青少年の人間性や社会性を育むため、ボランティア体験、職業体験等の機会を設けます。また、市青少年育成市民会議への活動支援等、関係機関との連携に努めます。
生命の大切さを学ぶ 性教育の充実	学校を中心とした一定学年以上の性教育を通じ、生命の大切さなどを含めた体系的なプログラムを提供します。
優れた文化・芸術に 親しめる機会の充実	こどもが甲賀市や国内外のさまざまな優れた文化・芸術に親しみ、理解を深められるよう、年間を通じた鑑賞・体験機会の拡充を図ります。
発表の機会づくり・ イベント開催支援	こどもの豊かな才能を発表できる機会の充実を図ります。
スポーツ・レクリエ ーションによる交流 機会の充実	こどもの心身の育成のため、総合型地域スポーツクラブ活動やスポーツ少年団活動を通じて、スポーツやレクリエーション等の交流機会の充実を図ります。

(6) 安全・安心な環境づくり

有害な情報等からの 保護	立入調査等を実施しながら有害図書の排除を行うとともに、白ポスト設置による回収に取り組むとともに、市民団体との連携を図り、有害な看板やチラシの設置防止、除去を進めます。また、インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発・指導に取り組みます。
見守り活動の推進	健全な青少年を育成するため、市少年センターを中心に補導委員会などの協力を得ながら街頭補導や立ち直り支援に取り組めます。
子育て家庭における 家庭内の安全対策や 防災対策の啓発	子育て家庭における、家庭内の安全対策や防災対策について周知し、啓発するため、講演や講座の開催を実施します。
通学路など安全な道 路環境の整備	通学路の危険箇所については、通学路合同点検において危険な箇所などを警察等の関係機関と点検しており、点検結果に基づいて安全対策を実施してい

	ますが、未就学児が集団で移動する経路を含め、通学路以外の道路においても安全な道路環境の整備に努めます。
交通安全教育の推進	保育園等における交通安全教室や、警察等の各種団体と連携し、命を大切にする気持ちと安全な行動を身につけられるよう交通指導を実施します。また、警察署等と協力しながら、市内の保育園等、小・中学校において交通安全教室等に取り組みます。
地域防犯体制の強化 促進	こどもを犯罪から守るため、地域の防犯団体を組織し、「甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議」の総会や啓発活動を実施します。また、地域の住民やPTAが協力しながら登下校時の見回りや日常的なこどもへの声かけなどを積極的に行う地域防犯体制の強化を促します。さらに、スクールガード研修会を実施するとともに、スクールガードによる見守り活動や活動団体への支援・指導を進めます。
こどもの緊急避難場所の確保充実	警察と連携し、こどものための地域の緊急避難所の充実を図るとともに、こども 110 番制度の活用における課題について見直しや検討を進めます。
学校における防犯意識の向上	学校において、不審者からの避難指導、携帯電話などを使った犯罪への注意を行うとともに、警察と連携して各小中学校で防犯教室・不審者対応訓練を実施し、こどもの防犯意識の向上を図り、避難方法の指導を行います。
家庭における防犯指導の啓発	かふか安全メールの充実と活用促進とともに、地域の公民館等でこどもを犯罪から守るための出前講座を実施し、家庭における防犯指導を呼びかけます。
関連施設の安全対策の充実	施設への不審者の侵入防止を図るため、設備の充実や来訪者チェックや名札着用、不審者対応訓練などの安全対策の充実に努めます。
地域での防災訓練の促進	地域の総合防災訓練に参加することにより、地域での防災意識の高揚を図り、こどもの安心安全に配慮した地域での防災訓練の実施につなげます。
教育機関での防災訓練の充実	関係機関との連携のもと、保育園等及び学校において防災訓練を行い、より実際的な訓練となるよう工夫に努めます。
こどもが利用する施設における安全管理体制の強化	学校、公園、保育園等のこどもが利用する施設の定期的な点検を行い、必要箇所については早期改修に努めるなど安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理の重要性を促し、地域における安全への取り組みを支援します。
子育て家族が快適に利用できる公共施設の整備	公共施設について、こども連れて快適に利用できるよう授乳室、育児設備などの段階的整備に努めます。

だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	こどもや小さいこども連れの親をはじめ、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるよう環境やサービス、製品をデザインするユニバーサルデザインをまち全体で共有できるよう、検討と具体的取り組みを進めます。また、公益性の高い施設等の整備については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく指導を行っていきます。
こどもの居場所づくり	保育園等、学校、公民館、児童館、地域の集会所、空き店舗等などの柔軟な有効活用によって、こどもの居場所や、親子が雨の日でも気軽に楽しく遊べる遊び場を確保していきます。
公園の充実	身近な公園でこどもが安全に遊び、世代を超えてだれもが集えるよう、管理・改修に努めます。
喫煙や飲酒・薬物使用に関する指導の徹底	未成年の喫煙や飲酒及び薬物使用に関して、警察署や少年センター、家庭、地域、学校が連携し、正しい知識の提供と正しい判断力を養うための取り組みを進めます。

(7) こどもや保護者または養育者の健康の保持・増進

妊娠・出産から子育て期までの包括的な支援	利用者支援事業の実施を継続し、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。
健診等の受診率の向上	乳幼児健診や予防接種について、受診勧奨や接種勧奨を実施し、受診率の維持向上に努めます。
健康づくりのための情報提供の充実	妊婦や保護者が健康について理解を深め、基本的な生活習慣づくりにつながるよう支援します。そのために、乳幼児健診、健康教室などさまざまな機会において、こころとからだの健康に必要な情報を提供します。
不妊治療・不育治療への支援	不妊治療について、県の相談窓口の情報提供を行います。また、不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成する不育治療費助成事業を継続して実施します。
妊娠早期からの相談・指導の充実	妊娠届出時の保健師の面談等、妊娠期のできるだけ早い時期から出産や育児への不安を軽減するための相談、指導を重視します。
ハイリスク出産等への対応充実	何らかの問題の兆候をみせ、すでに問題が生じている妊婦に対して、個別指導と医療機関等の関係機関との連携により妊娠期から出産後の育児まで一貫したフォローに努めます。
相談窓口の充実	こどもを安心して産み育てられるよう、心身の健康に関する相談をはじめ、望まない妊娠や若年の妊娠・出産など、さまざまな相談にも柔軟に対応できる相談体制整備に努めます。また、気軽に相談できるよう、来所や電話、インターネット等での相談にも対応します。

乳幼児期の食育の推進	園や家庭での総合的な食育推進に向けて、乳幼児健診、すこやか相談、健康教室、親子食育講座等の幅広い機会を通じて、食育の原点であるこどものときからの規則正しい生活リズムや食生活に関する意識を高め、健康で心豊かに暮らせるように食育を推進します。
妊産婦・乳幼児健診の充実	妊婦健診、マタニティ歯科健診、産婦健診、新生児聴覚検査助成、乳幼児健診の実施を継続します。
産後ケアの充実	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の支援を助産師等が行います。

(8) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

就学までの教育・保育環境の充実	就園・未就園に関わらず、全てのこどもが産まれてから就学までの間、家庭や地域及び子育て支援センター・保健センター・保育園等の機関において、心身の成長や個性に応じた教育・保育を十分受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。
保育園等における保育内容や教育内容の充実	保育園等において、一人ひとりの人権が守られ、こどもが個性を発揮し、集団の中で道徳性を身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、保育内容や教育内容を充実します。
教育・保育の質の向上のための取り組み	子育て家庭の現状やニーズに応じた保育をめざし、外部のサービス評価システムの導入や総合施設の研究を図ります。また、質の高い保育について研究を進め、実践につながるように努めます。
職員研修等の充実	課題への対応や人権意識の向上、職員が学びたい内容の研修を行うなど、研修の量的拡大と質的な向上を図ります。また、教育・保育に関する専門知識を一層高め、子育てに関する保護者の相談に適切に対応できるよう子育て支援の充実を図ります。
関係職員との連携・情報交換	幼児教育・保育内容の充実のため教育・保育に関わる職員間の連携や研修、情報交換に努めます。
教育・保育施設、設備等の充実	耐用年数経過に伴う統廃合等に鑑みながら、教育・保育の質の向上に必要な施設・設備の充実に努めます。
多様な保育事業の参入	保護者の就労ニーズの実現や多様化する保育ニーズに対応するため、民営化の促進や小規模保育所や家庭的保育所等の地域型保育施設の巡回支援を行います。
多様な保育事業の充実	低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、休日保育、子育て短期支援事業やこども誰でも通園制度など、多様で身近な保育事業を各地域のニーズに応じて提供するよう努めます。また、保護者のニーズに応じた量的確保のため、安定した保育士体制の確保に努めます。

待機児童対策の充実	主に低年齢児の入園希望の増加に伴い、適正な保育が提供できるよう、更なる保育人材の確保に努めます。また、地域の実情を把握し、保育需要に応じた施設の整備等により、保育基盤の充実に努めます。
保育人材の確保及び 保育士体制の強化	多様な保育ニーズに対応し、待機児童の発生を防ぎ、また安全な保育環境を提供するため、保育士人材確保のための事業を継続して実施します。また、保育支援員等の配置により、保育士等の負担軽減や離職防止を図り、安定した保育士体制の確保に努めます。更に、潜在保育士に対する再就職支援、就業継続をサポートする相談体制、研修の実施等、新たな取り組みも含めて包括的に保育人材の確保対策に取り組みます。

(9) 次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

教職員研修の充実	こどもの実態を見据え、こどもたちの育ちや社会状況についての新たな課題に対応できる教育を進めるため、教育者としての実践的指導力等の資質・能力を養う教職員研修の充実を図ります。
教育環境の充実	高度情報化に対応できるこどもの教育を推進するために、ＩＣＴ教育環境整備を推進します。
学力向上の推進	国際化にも対応できるこどもの学力向上に向けて、学校におけるＡＬＴ配置や英語検定の支援等を実施します。

(10) いじめ・不登校への対応

不登校への対応充実	不登校については、家庭・学校・関係機関と連携しながら、スクール・ソーシャル・ワーカー等の専門的人材などの活用により、個々の状態に応じた解決への支援を図ります。また、各学校における教育相談への対応力が向上するよう、ケース会議等を行い組織的な取り組みにつながるよう支援していきます。
いじめ対策	いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を進めるとともに、こどもが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。あわせて、学校、家庭、関係機関が連携し、いじめの背景にある要因にも着目した対応を図ります。

(11) 出会いや結婚の支援

出会い支援	若者が希望に応じて出会いの機会や情報にアクセスできるよう、交流イベントや情報提供等の取組を進めます。あわせて、地域や民間と連携しながら、安心して参加できる出会いの場の創出を図ります。
-------	---

(12) 若者の就労支援・雇用支援

キャリア形成	進学や就職前の段階から、職業観や社会的自立を育むためのキャリア形成支援を進めます。学校教育、地域企業、関係機関と連携し、職業理解や進路選択を支えます。
定着支援	就職後の職場定着や、働き続けるための不安軽減に向けて、相談やフォローアップを行います。離職防止や再就職支援にもつながる取組を進めます。

基本施策2 安心して子育てができる環境整備

(1) 経済的な負担軽減の支援の推進

妊婦のための支援給付	妊娠の届出時及び出産・産後の新生児訪問時等に、妊婦支援給付金を支給し、経済的支援を行います。
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともにこどもの健やかな成長に資するため児童手当を支給します。
教育費の援助	各家庭の収入状況などに応じ、要保護、準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励及び奨学資金給付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。
保育料等の減額・免除及び補助	幼児教育・保育の無償化に対応するための給付を適切に実施するとともに、低所得世帯・多子世帯の保護者負担の軽減を目的とした保育園等の保育料等の減額・免除の周知に努めます。
子育て応援医療の充実	子育て家庭の負担軽減のため、子育て応援医療給付を実施し、安定的な制度運営に努めます。

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

市民活動についての情報の収集と発信	子育てサークルや子育て支援活動に関する情報を収集し、市のサービス情報とともに情報発信するよう努めます。
市民活動の育成支援	子育てサロンをはじめとした市民活動や自治振興会の活動の育成を支援します。
地域における子育て支援の充実	子育て相談、子育て講座等の実施やサークル活動、地域の子育て支援関係者のネットワークづくりの支援を実施します。また、子育てサロン等、こどもの育成に取り組むまちづくり協議会（自治振興会）等の活動を支援します。
こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備	市民、行政、地域の団体、保育園等、小学校、企業等が連携し、地域の課題の共有や子育て情報発信等を行う、こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備・充実を推進します。

家庭教育や育児に関する学習機会の充実	子育ての基本は家庭にあることの認識を持ち、自信と心のゆとりを持って子育てするとともに、生活習慣や家族関係を良好に保てるよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。
家庭における教育力の充実	家庭におけるしつけ、教育力の向上を図るため、保護者への啓発を常に行っています。
保護者同士が学び合える交流の機会づくり	園庭開放やサークル活動をはじめとした交流活動を促進し、保護者同士が学び合う環境づくりに努めます。
子育て支援センター機能の強化	利用者支援事業を実施するなかで、子育ての不安などについての相談、子育てサークルの育成支援、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、専門的な子育て支援の拠点施設としての機能を充実させます。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援や来所できない保護者への対応について検討し、子育て家庭の孤立を防ぎます。
家庭や地域との連携	地域人材バンクの整備やコミュニティ・スクールの推進等のあらゆる機会を通して、家庭・地域と連携した学校づくりを進め、学校の情報を保護者や地域に積極的に発信するとともに、地域の人材や環境を活用した教育を進めます。

(3) 就業生活と家庭生活の両立の推進

ファミリー・サポート・センター事業の充実	甲賀市ファミリー・サポート・センターの会員増加を図るため事業のPRを進めるとともに、会員研修の拡充や利用料の検討等、事業内容の一層の充実を図ります。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	広報紙やホームページ等を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を進めます。
ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための啓発を進めるとともに、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅勤務制度の普及を企業、経済団体とともに進めます。
育児休業制度の活用促進	妊娠中や子育て中でも働き続けられるように、妊婦の家庭・子育て家庭に育児休業のための休暇等の制度を周知し、積極的に活用するよう啓発に努めます。
事業者が主体となる次世代育成支援についての啓発	企業や経済団体が男女共同参画の視点に立ちながら、こどもを産み育てることの社会的意義について理解を深め、妊娠、育児中の従業員に対して配慮し、柔軟でゆとりある多様な働き方ができる労働条件を整えるよう、助言や啓発を進め、働き方の見直しを促進します。

男女共同参画の啓発	男女の固定的な役割分担意識を変え、男女がともに子育てや家事を担い、家庭を築く喜びを分かち合うことができるよう、「甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」に基づいて、人権教育と関連づけた学校教育、社会教育の充実や広報などを通じた市民や事業所への啓発に努めます。
男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得率が向上するよう意識改革の取り組みを進めます。
男性の育児参加促進	子育て家庭の男性に対しては、プレパパママ教室等の各種教室・講座への参加を促し、パートナーの妊娠について知識を得て、男性も子育て家庭の一員としての自覚を高めるための啓発を進めます。
女性の職業生活における活躍の推進	女性の起業・キャリアアップ支援や、女性のための就労支援に取り組みます。
児童クラブ事業の充実	こどもが自主性を持って楽しく過ごせるよう、各児童クラブにおける事業内容を充実させます。また、利用する児童の増加に対応するため、児童クラブの民設・民営に積極的に取り組むとともに、個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質の向上に努めます。
病児・病後児保育の充実	保護者の仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境の実現に向けて、病児・病後児保育の充実に努めます。

（４）子育てにおける相談体制の構築

気軽に相談できる体制の充実	保育園等、学校、保健センター等で、気軽に妊娠期の相談や、子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やメール、SNSを活用した相談を実施します。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。
相談窓口についての周知	全ての妊娠期から子育て期までの保護者が相談窓口を認識できるように、広報への掲載やパンフレットの作成、健診カレンダーやSNS、イベント等を活用した幅広い相談場所の周知・案内を行います。
多様な機会を通じた情報提供	さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や保育園等を通じて、多様な機会をとらえ、提供します。
広報の充実	ども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページ、SNSなど、各種広報媒体による情報発信・啓発活動を進めます。

基本施策3 特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実

(1) こどもの貧困対策

学習支援事業の充実	生活困窮家庭等の小学生、中学生、高校生、高校中退者及び中学卒業後、進学や就労をしていない高校生年代を対象に学習支援や居場所づくりを行います。
生活支援	経済的困難を抱える家庭に対し、生活の安定に向けた支援を進めます。手当や助成だけでなく、生活相談や支援機関へのつなぎ等を通じて、困難の早期把握と継続的な支援を図ります。
学習支援	学習機会の確保や学力の底上げを通じて、こどもの将来の選択肢を広げる支援を進めます。家庭で学習環境が整いにくいこどもに対しても、学習の場や見守りの機会を確保し、学び続けられる環境を整えます。

(2) 外国人のこどもやその家庭への支援

国際交流・国際理解の促進	国際交流事業を進め、こどもたちの国際理解を促します。
相談、生活支援及び学習支援	外国人の子育て家庭の状況に応じて、必要な相談、日本語支援及び学習支援に柔軟に取り組みます。
外国人世帯への情報提供	外国人世帯への周知や子育てに関する意識啓発に向けて、多言語により情報提供を行います。

(3) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

専門性の向上等、相談支援体制の充実	相談員の研修やスクールカウンセラー等との連携により、対応の専門性の向上に努めます。特に、発達障がい児等に関わる相談に適切な対応ができるよう、支援スキルの向上を図り、保護者がより相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談支援体制のさらなる強化に努めます。
特別支援教育、早期療育事業、発達相談の充実	発達支援が必要なこどもを早期発見し、発達に応じた適切な支援をするため、乳幼児健診、発達相談、早期療育支援事業、保育園等での対応、学齢期における支援の移行の充実に努めます。
障がい福祉サービスの充実	障がいのあるこどもを持つ家庭への生活支援として、居宅介護サービス、短期入所等さまざまな障がい福祉サービスの充実に努めます。
日常的に医療処置が必要なこどもに対する支援の充実	日常的に医療処置が必要なこどもに対する支援の充実に努めます。

放課後等の支援の充実	障がいのあるこどもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受入れの充実に努めます。また、児童クラブ事業や放課後こども教室においても、障がいのあるこどもの受入れについて、支援を強化します。
障がいのあるこどもの居場所づくり	障がいのあるこどもの遊び場や居場所を確保するため、日中一時支援事業の充実、タイムケア事業の継続実施等を図り、障がいのあるこどもがさまざまなかたちで活動・体験ができる場を確保します。また、サマースクール等のボランティアの積極的な参画を促します。
保育園等、学校等のバリアフリー化	保育園等、学校において、バリアフリー化が早期に進むよう、必要度の高い場所から改善し、障がいの状態や特性に応じた施設や設備の改善に努めます。

（４）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

要保護児童対策の充実	児童虐待の防止、早期発見や情報交換のため、全市的に関係機関が連携した「甲賀市こども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）」を通じて、関係機関との連携を強化し、実務者レベルでのケースの進行管理、要保護児童等に関する支援システムの検討のほか、個別のケース検討を行い、児童虐待や養育支援が必要な家庭に対しての支援等の充実にめざします。また、児童福祉と母子保健との連携を強化し、虐待だけでなく、支援の必要な家庭の早期把握に努め、支援が必要なケースについては、児童相談所をはじめとした関係機関との連携により適切な支援に努めます。
市民や医療機関からの情報提供	児童虐待がこどもに及ぼす影響、早期発見・早期支援の必要性を広く啓発し、市民や医療機関、関係機関からの情報提供等の協力を呼びかけるとともに、事案対応に向けた連携につなげるよう努めます。
身近な相談先や専門的な相談機関の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対し、身近な相談先や専門的な相談機関を充実します。
ヤングケアラーの啓発・支援の実施	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもである「ヤングケアラー」は本人にその自覚が無いことが多いため、発見に繋がるように周囲への啓発を行います。発見したヤングケアラーは関係機関へ適切につなぎ、連携体制を築き、継続して支援を行います。
虐待発生予防に向けた取り組み	地域の中でこどもが健やかに育成できる環境づくりをめざし、子育ての孤立防止に向け、育児相談や情報提供等を行う、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）や育児支援家庭訪問事業、子育て支援センターでの相談事業などを実施します。また、こども家庭支援（実情の把握、情報の提供、

	相談等への対応など）や要保護児童・要支援児童への早期対応と支援の充実を図ります。
関係機関の研修の充実	保育・教育関係者、民生委員等の虐待を発見しやすい立場にある関係者に対する研修を充実することで、虐待の早期発見、適切な対応につなげます。
DV根絶に向けた市民啓発の推進	DVの根絶に向けた市民啓発を進めます。
DVに関する機関の連携強化	DVの相談から緊急時の迅速な保護及びカウンセリング等に関わる関係機関の連携強化を進めます。

（５）ひとり親家庭の自立支援の推進

市民啓発の推進	ひとり親家庭の置かれている状況を周囲が理解し、支援できるよう、市民啓発を進めます。
相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活の安定に向け、各課における相談体制の充実に努めるとともに、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて支援機関や団体との連携を図ります。
ふれあい交流事業の実施	関係する団体等と連携のもと、ひとり親家庭同士が交流し、情報収集や相談ができる場として「ふれあい交流事業」を実施します。
日常生活の支援	ひとり親家庭の家事や子育てを支援するため、ひとり親家庭等日常生活支援事業につなぎます。
ひとり親家庭の自立に向けての支援	ひとり親家庭の母または父に対する就労支援、資格の取得、貸付制度の利用など自立のための支援を進めます。
各種手当等の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成等を目的に、児童を扶養している世帯に対し、児童が満１８歳に到達する年度まで児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等におけるこどもの小中学校入学時に、ひとり親家庭等入学支度金を支給します。
ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭等の親及びこどもの入院・通院にかかった医療費の助成を行います。また、教育・保育や児童クラブなどにおいて、負担軽減となる支援を行います。

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の提供体制の確保

統計に基づき、教育・保育の確保にかかる
指針・体制について、記載します。

推進体制

1 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、行政の枠組みを超えた総合的な取り組みを展開します。こども・若者の「やりたい」と「自分らしさ」を支えるため、庁内各課の緊密な連携はもとより、国・県、近隣市町、さらには地域住民や企業、民間団体等とのネットワークを強化します。「オール甲賀」の推進体制により、施策の着実な実行と調整に努めます。

推進体制 イメージ図

2 協働方針

本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、本市における家庭、市民・地域、各種団体、企業及び市の役割を示します。

(1) 家庭の役割

保護者とこどもの愛情ときずなを深めるとともに、こどもの心身の成長において家庭が最も重要であることを認識し、保護者としての責任を果たします。また、育児と家事の両立など、家庭内での協力により子育てを行います。

(2) 市民・地域の役割

本市のこどもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「こども・子育て応援団」の一員として、こどもを見守り、育む活動を展開するなど、地域でこども・子育てを応援します。

(3) 各種団体の役割

市民及び地域、企業、学校、市等と協働・連携し、地域特性を活かしたこども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。また、こどもや保護者が参加しやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支える役割を担います。

(4) 企業の役割

雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また、企業も本市の一員として、こども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。

(5) 学校・園の役割

こどもたちに人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させるとともに、個人の特性に応じた豊かな個性と社会性の発達に取り組みます。また、保護者及び地域、企業、市等と協働・連携し、地域特性を活かした安心な子育て支援、教育に取り組みます。

(6) 市の役割

家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業、学校等との協働や、国・県等との連携により、本計画に基づくこども施策を実施します。

2 計画の進捗管理・評価

本計画は、策定して終わりではなく、社会情勢の変化やこども・若者を取り巻く環境、そして市民のニーズに柔軟に対応し、着実に実効性を高めていく必要があります。

そのため、各施策に設定した「重要業績評価指標（KPI）」に基づき、「PDCAサイクル」を基本とした継続的な進捗管理を行います。

PDCA サイクル イメージ図

3 こども・若者の意見を施策に反映させる取り組み

こども基本法の趣旨を踏まえて、計画の進捗を確認するプロセスにおいて、こども・若者の意見を聴く機会を設けます。こども・若者が日々の生活の中で感じている思いや実感を真摯に受け止め、本計画が目指す「自分らしく、希望を持って過ごせるまち」の実現に向けた、運営の重要な指針として反映させていきます。

附属機関の概要や策定過程、用語集等を記載します。

(仮称) 甲賀市こども・若者計画

令和9年3月

発 行：甲賀市

編 集：甲賀市 こども政策部 子育て政策課

住 所：〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

T E L：0748-69-2217（直通）／F A X：0748-69-2298